

緑とひろばの平和の森公園を守ろう＝集い決議

1985年（昭和60年）開園された「平和の森公園」は、春夏秋冬を問わず、年代を問わず、多くの地域住民や隣接区民から愛され親しまれ利用されています。

管理事務所には『平和資料展示室』も併設され、緑の公園として、広域避難場所として、頼りにされてきたこの公園内に、今年3月突然『区立新体育館建設』の検討が打ち出されました。

さらに、6月30日中野区議会総務委員会に提出された資料によれば、全区的なスポーツ大会を行える体育館と大人の軟式野球も行える多目的グラウンド、陸上競技トラック、ウォーキング・ジョキングロード機能の検討などが提起されています。

あらためて確認するまでもなく『平和の森公園』は1976年（昭和51年）11月、『中野刑務所跡地利用を考える区民協議会』の真剣で真摯な討議の結果まとめられた『中野刑務所跡地の利用計画について（報告）』に基づいて設置された公園です。報告は冒頭で多様な利用計画の要望が出される中で、『今後二度と出現し得ないであろう貴重な公共空間であり、区民の財産である・・・“みどりの広場と避難場所”の目的と過密な中野区の現況に照らし可能な限り空間として確保し、分割的な利用はせずに』と結論づけています。

さらに1978年（昭和53年）、新井沼袋野方地域代表として12町会長が連名で『区民の憩いの公園とし如何なる理由があっても公園に付随する施設以外は絶対に建設しないこと』を含めた4項目の要望書を提出しています。

また、1998年（平成10年）9月中野区議会建設委員会に提出された『平和の森公園第2期整備地域検討会について』という報告の中でも『区民協議会報告が示す“みどりの防災公園”と“家族を中心としたレクリエーション”の場であることを確認した』と明記されています。

しかも2010年（平成22年）に策定された「新しい中野をつくる10ヵ年計画（第2次）」では「新しい中野体育館は、第九中跡地に移転整備する」とされています。

以上の「平和の森公園開設の原点」ともいえる立場と中野区の検討経過を踏まえ、私たちは平和の森公園に体育館を建設することが緑の少ない中野区にとって貴重な樹木の伐採を招き、ヒートアイランド化に拍車をかけることにならないかととても心配です。鳥たちに出会える森も減り犬たちの散歩道も奪われかねません。

そして、草地広場に陸上トラック等を作ることにより、何よりも、未来を担う子供たちが自由にのびのび利用できなくなること、高齢者の健康づくりや凧揚げ、紙飛行機飛ばし等多彩な楽しみが奪われることへの強い懸念を持たざるを得ません。

また、管理されることになるトラックのメンテナンス、団体使用・利用料支払使用優先など様々な事柄を考えると『共存』は不可能と言わざるを得ません。

加えて、私たちは、何故、平和の森公園に新体育館の建設を検討されるのか、納得できる説明もされないまま、地域住民参加の保障も検討の場もなく、整備計画等が策定されていくことに大きな憤りを禁じ得ません。

6月の区議会に、今のままの平和の森公園を残してほしいという主旨の陳情が計7本提出されたことも、その反映だと思います。5月から開始した賛同署名は3,500筆を大きく超えました。中野区はこうした声をぜひ受け止めてください。

私たちは緑とひろばの平和の森公園は現状のまま残し、今後の整備計画等は地域住民参加の組織を立ち上げ、2020年のオリンピック・パラリンピック開催時期に縛られることなく、一定の時間をかけて検討すべきだと思います。新体育館建設計画の検討にあたっては第九中跡地を含め土地の確保等の方策を講ずるべきです。以上、決議します。

2015年8月29日

緑とひろばの平和の森公園を守る集い